

第三十一回国 参議院 地方行政委員会 會議録第六号

昭和三十四年二月五日(木曜日)午前十時三十六分開会

委員の異動

十二月二十六日委員伊能芳雄君辞任につき、その補欠として西郷吉之助君を議長において指名した。

一月二十六日委員岸良一君辞任につき、その補欠として島村軍次君を議長において指名した。

一月二十七日委員植竹春彦君辞任につき、その補欠として泉山三六君を議長において指名した。

一月三十日委員泉山三六君及び吉江勝保君辞任につき、その補欠として井上知治君及び左藤義詮君を議長において指名した。

本日委員井上知治君及び本多市郎君辞任につき、その補欠として郡祐一君及び佐野廣君を議長において指名した。

委員長の異動
一月二十八日田中啓一君委員長辞任につき、その補欠として館哲二君を議長において委員長に選任した。

出席者は左の通り。

委員長 館 哲二君
理事 大沢 雄一君
占部 秀男君
鈴木 壽君

委員

郡 祐一君
小柳 收衛君
佐野 廣君

西郷吉之助君
松澤 兼人君
森 八三一君

警察庁長 原田 章君
官官房長 後藤田正晴君

警察庁長官官房長 横山 和夫君
警務課長 黒金 泰美君

自治政務次官 松村 清之君
自治庁長官官房長 中西 陽一君

自治庁行政局長 藤井 貞夫君
自治庁長官官房会計参事官 福永亨一郎君

常任委員 福永亨一郎君
会専門員

本日の会議に付した案件
○地方行政の改革に関する調査の件
(自治庁、警察庁及び国家消防本部関係の今期国会提出予定法律案並びに昭和三十四年度予算に関する件)

○市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(館哲二君) これより委員会を開きます。

ちよつとごあいさつ申し上げます。私、今度地方行政委員長に選任されたものでございます。はなはだ不慣れたものでございますので、どうか委員各位の御支援によりまして、議事を運営していきたくと思ひます。よろしく御

鞭撻のほどお願い申し上げます。

○委員長(館哲二君) 委員の異動について申し上げます。一月の二十七日に植竹春彦君が辞任されました。泉山三六君が補欠選任されました。三十日に泉山君が辞任されました。井上知治君が後任として選ばれました。また、二十六日には、岸良一君が、また三十日には吉江勝保君がそれぞれ辞任されました。島村軍次君、左藤義詮君がそれぞれ補欠選任されました。さらに、本日井上知治君が辞任されました。郡祐一君が補欠選任されました。

○委員長(館哲二君) 次に、今期国会開会中の委員会の定例日につきまして、昨日理事会を開きまして、御協議を申し上げましたのでありますが、当分の間は、従前通りに火曜日と木曜日並びに必要があれば金曜日をそれぞれ定例日としていこうとお話し合ひになったわけであります。その旨御了承いただきたいと思います。

○委員長(館哲二君) これから本日の議事に入りますが、まず自治庁、警察庁及び国家消防本部関係の今期国会提出予定の法律案並びに昭和三十四年度予算に関する件を議題に供します。関係の政府委員からそれぞれ説明を聞くことにしたいと思います。

○政府委員(松村清之君) それでは、お手元に「休会明け国会に提出予定の法律案調」というプリントが行ってお

ると思ひますが、その下に役所の名前が入っておりますが、これは、自治庁所管の法律関係でございます。

最初の欄に奄美群島云々と書いてありますが、これについて御説明申し上げます。第一は、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案でございますが、これは、改正の点が二つございまして、

一つは、港湾法によりますと、国が直轄工事のできる港は重要港湾ということになっておりますが、奄美群島の重要港湾以外の港につきましても、国が直轄工事を行えるように改正する、

こういう点と、それから、現在奄美群島復興信用保証協会という法人がございまして、信用保証業務をやっておりますが、これを奄美群島復興信用基金に改組いたしまして、従来の信用保証業務のほかに、必要な資金の融通ができるように改正したい。このため、来年度の予算として一億円計上せられておるのでございます。これが第一の法律案でございます。これは、すでに衆議院に提出してございます。

それから二番目は、地方自治法の一部を改正する法律案でございますが、これは、市町村立の高等学校の教職員につきまして、退職年金の算定上その在職期間を通算しよう、こういうことでございます。これはまだ国会に提出してございせんが、明後日の閣議にこれを諮る予定になっております。

それから次は、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案でございますが、これは、本日本委員会にて御審議を始めていただくわけでございまして、これは、市町村職員共済組合がございました際に、従来の健康保健組合を引き継いだわけでございますが、その際に、一つは現在の市町村職員共済組合法で定められております給付以外に、いろいろな給付をやっておいた団体があるわけでございます。まあ附加給付でございますが、これにつきましては、本年末まで従前通りの附加給付を続けていくということに現行法でなっておりますが、これをもう一年延ばしたい。それからもう一つは、この市町村職員共済組合法によりまして、短期給付の掛金、負担金の割合が、職員と当局側に半々になっておるわけでございますが、これも、従来の市町村の健康保険組合の場合に、市町村側の方がよけいに負担しておった例が多いのでございまして、これも、今年の末まで現行法で認められておるわけでございますが、これもあと一年延ばしたい。と申しますのは、地方公務員の退職年金の統一整備等について現在検討が続けられておりますので、もう一年延ばした上で、共済制度の法律改正によって解決をはかっていきたい、こういうわけでございます。

それから、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案、これも衆議院の方にすでに提出済みでございますが、これは、選挙の各種の立会人、各種の管理者の費用弁償額、また人夫賃その他につき

ます、これは、本日本委員会にて御審議を始めていただくわけでございまして、これは、市町村職員共済組合がございました際に、従来の健康保健組合を引き継いだわけでございますが、その際に、一つは現在の市町村職員共済組合法で定められております給付以外に、いろいろな給付をやっておいた団体があるわけでございます。まあ附加給付でございますが、これにつきましては、本年末まで従前通りの附加給付を続けていくということに現行法でなっておりますが、これをもう一年延ばしたい。それからもう一つは、この市町村職員共済組合法によりまして、短期給付の掛金、負担金の割合が、職員と当局側に半々になっておるわけでございますが、これも、従来の市町村の健康保険組合の場合に、市町村側の方がよけいに負担しておった例が多いのでございまして、これも、今年の末まで現行法で認められておるわけでございますが、これもあと一年延ばしたい。と申しますのは、地方公務員の退職年金の統一整備等について現在検討が続けられておりますので、もう一年延ばした上で、共済制度の法律改正によって解決をはかっていきたい、こういうわけでございます。

まして、実情に即応するようにその額を改正しようと、こういう内容のものでございます。

それから、その次にございますが、地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案、これは、昨年の通常国会にも提案されておったのでございますが、この内容は、御承知かと思いますが、剰余金を積み立てておくという規定、それから地方団体の債務保証を制限する規定等を内容としておるわけでございますが、この法律案につきましては、いろいろ検討の余地がございますが、おそらくこの国会に、ここに件名は掲げてございませうか、提案するに至らないのではないだろうか、こういうふうな考えておりますので、その点申し上げておきます。

それから、次の地方交付税法の一部を改正する法律案、これは、地方交付税の算定方法の改正でございますが、これも現在検討中でございますが、近々提出の運びに至ると考えられます。

それから、地方税法の一部を改正する法律案でございますが、これは「地方税法等」の「等」という字を入れることになっておりますから、その点つけ加えさせていただきます。これは、今回の減税関係の法律でございます。

それとともに、固定資産税の制限税率の引き下げに伴いまして起債の特例を設ける、三十四年度において起債の特例を設けて、元利償還金の額に相当する額の補給をする、こういうことで、地方税法の改正と地方財政法の改正と、二つの内容に含めますので、「等」という字を入れたわけでございます。これも現在審議中でございますが、近々提出の運びになると思っております。

お、この際付け加えさせていただきます。この際付け加えさせていただきます。これは、国税徴収法が大幅に改正になることになっておりますが、それに伴いまして、地方税法につきましても、徴税関係の規定について改正をしなければならぬわけでございますが、これは少しおくれると思っておりますが、地方税法の改正として提出になる予定にしております。

それから次は、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案、これは、いわゆる基地交付金に関する法律の改正でございます。現在自衛隊の使っております飛行場、演習場はこれの対象になっておりますが、さらにこの対象の範囲を合理化するために、燃料庫、弾薬庫等も対象に加える、こういう改正でございます。

それから、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案、これは、来年度五億円出資金がふえることになっておりますが、それに伴います改正と、公営企業金融公庫の理事長を総裁というふうに変更する、この二つを内容とする法律案でございます。

申し落しましたが、基地交付金の法律案は、すでに衆議院に提出してございます。それから、ただいまの公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案は、これも明後日の閣議にかかるとなっております。次に、自治庁設置法の一部を改正する法律案、これは、地方団体の財務会計制度がほとんど明治以来のままになっておりますので、これを今日に即応するように改正したい。そのために調査会を自治庁に設けまして案を得たい。

こういうために、自治庁に地方財務会計制度調査会を設けるといふ規定でございます。これも明後日の閣議にかかるとなっております。日ならず国会に提出されることと思っております。

それから最後に、総理府設置法の一部を改正する法律案、これは、固定資産の評価の適正化をはかるために、総理府に調査会を設けるといふ改正法律案でございます。これはすでに国会に提出されてございます。

それから、外書きしてございませうが、先般政府の諮問機関でございませう行政審議会から、自治省設置につきまして答申がございました。それで、自治省の設置法案につきまして、現在検討中でございますので、この点もあわせてお含み置き願いたいと思っております。

それから次に、自治庁関係の一般会計と特別会計と、一枚ずつ、予算関係の項目を書きましたプリントがお配りしてあるのでございますが、まず一般会計の分から御説明を申し上げます。

第一は、新市町村の建設促進費でございます。これは、三十三年度は、七百十市町村を対象といたしまして、十五億七千万円の予算でございまして、来年度におきましては、対象市町村を七百二十五とし、十五億九千三百万円計上されております。二千二百万円増になっておるわけでございます。それから第二は、公明選挙推進費でございます。これは、三十四年度一億三千九百万円計上されてございます。この数字を大まかに申し上げますと、一億が常時啓発費となっておりまして、臨時啓発費は四千万円というふうになっておりました。

この節約等で増減されて、その備考にありますが、常時啓発費一億につきましては、これは毎年と同様でございますが、臨時啓発費四千万円は、これは、三十三年度は五千万円あったわけでございませう。それが衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙ということから、一千万円来年度減にされておるわけでございませう。従って、本年度よりも来年度は一千一百万円減になる勘定でございます。

それから、第三の参議院議員通常選挙費、これは来年度の参議院の選挙の経費で、十七億一千二百万円計上されておるわけでございます。備考にございませうが、この中には、一千万円でございますが、開票速報経費というものがこれに含まれておるのでございませう。

それから第四は、奄美群島復興事業費、これは本年度、三十三年度は十二億三千万円でございますが、来年度は十三億計上されておるのでございませう。

それから、次の奄美群島復興信用基金出資金、これは、先ほど法律案のところの説明申し上げましたように、一億計上されております。

それから六の地方交付税交付金、これは、来年度は二千四百八十六億円で本年度よりも二百四十六億ふえておるわけでございませうが、これは、交付税率が一割引き上げられたことによるものでございませう。なおこの中には、昭和三十三年度の清算分としての金額も入っております。第七は、これは法案で御説明申し上げました基地交付金でございます。

これは、本年度と同様、来年度も十億というところでございませう。

それから八は、地方財政再建促進特別措置費、これは本年度の九億四千四百万円から八億五千万円に減じております。これは、再建団体の再建債の利子が大部分でございまして、あと事務費は含まれておるわけですが、財政再建の状況からして、これは当然減ってくるわけでございませう。

それから九は、その他の経費でございますが、来年度二億八千万で、本年度と比較すれば、十七億減っている勘定でございますが、これは、備考にございませうが、この中には、本年度の衆議院の選挙関係の経費十七億四千万円が含まれておるので、実質的にはふえておる勘定でございます。

それから次は、終りにございませう。公営企業金融公庫出資金、これは先ほど説明申し上げましたが、これは五億来年度認められておるわけでございませう。

それから最後は、自治大学の校舎の新築費として一千万円、これは主として基礎工事に使われるわけでございませうが、一千万円計上されております。以上が一般会計の分でございませう。次は、特別会計の分でございませう。これは、三十三年度と三十四年度と、表が通になっておるわけでございませうが、地方交付税交付金、これは先ほどの一般会計から移される部分でございませう。それから入場譲与税譲与金は、これは、入場税が入場譲与税としてこちらへ来るものでございませう。三十四年度百七十八億でございます。

れも地方道路税がこちらへ移されるわけですが、百四十八億。

特別とん護と税譲与金、これが七億五千一百万、こういう状況になっております。

以上、大体予算の概要の説明を終ります。

○松澤兼人君 予定法律案ですけれども、大体この程度であつて、これ以上問題のあるような法律案を予定されてないということですか。

○政府委員(松村清之君) ただいまのところ、これ以外に予定しておりません。むしろこの中で先ほど申しましたように、落す法案がございまして、つけ加えるのはたゞいまのところございませぬ。

○松澤兼人君 地方公務員制度に対するいろいろな問題は聞いていますので、けれども、この国会ではそういうものをお出しにならないのですか。

○政府委員(松村清之君) 地方公務員関係は予定しておりません。

○委員(館野二君) それでは次に、原田警察庁官房長。

○政府委員(原田章君) この再開されました国会におきまして御審議をお願いいたします。政府提出法案としまして、お取り扱いいたしました警察庁関係提出法案、警察法の一部を改正する法律案でございます。これは、現在警察庁の付属機関として科学捜査研究所というのがございますが、これは犯罪捜査を科学的に研究をし、あるいは実験をするという所でございますが、最近少年犯罪が多くなつて参りまして、もちろんその他の犯罪も非常に多いわけでありまして、特に少年犯罪

の非行につきまして、これの原因探究並びにこれを適切に予防をするという上からいたしまして研究をし、実験をするために科学捜査研究所を拡充いたしまして、少年の非行防止その他の犯罪の防止という研究部門をつけ加えることにいたしましたのであります。

それからまた、最近の交通事情の複雑化に伴ひまして、交通事故も非常に多くなつて参つておりましたし、こういう関係からいたしまして、交通事故を防止するために、心理学的、社会的、いろいろな面からこれが防止のため研究実験を行うために、交通研究面におきまして、この科学捜査研究所を拡充いたすことによりまして、この部門を取り入れたらうということ、科学捜査研究所を拡充いたしまして、この二部

ういう防犯少年部と交通部、この二部を加えたいという面からいたしまして、名称も、従来の科学捜査研究所を、科学警察研究所ということに改めたいというのがこの警察法の一部改正法律案の内容であります。すでに衆議院地方行政委員会におきまして御審議を始めていただいておりますので、ご

次、予算関係につきまして申し上げたいと思つておられます。昭和三十四年度警察庁予算として計上された金額は、百三十五億二千二百余万円でございます。

御案内の通り、警察庁予算に計上される経費は、国庫で直接支弁する経費と都道府県警察に対する補助金とであります。

国庫で直接支弁する経費は、警察庁及びその付属機関並びに地方支分部局

自体の人員費、通信、鑑識、教養などの施設の維持費、警察活動費その他一般事務費のほか、警察法第三十七条第一項の規定に基づきまして、都道府県警察に要する経費のうち、教養、通信、装備、鑑識等全国的に統轄及び調整をはかる必要のある事務並びに警備警備及び国の公安にかかる犯罪その他特殊の犯罪の捜査に要する経費でありまして、この国庫支弁の経費は、九十九億九千余万円を計上いたしております。

その内容のおもなものを申し上げますと、第一は、警察庁一般行政に必要な経費三十億三千四百余万円でありまして、これは警察庁、付属機関、出先機関の職員並びに地方警察官等の人員費二十八億三千八百余万円のほか、警察庁及びその付属機関、出先機関の一般事務費、各所修繕費であります。なお、この中には、先ほど申し上げました警察法一部改正によりまして拡充された科学警察研究所の拡充及び警察通信機構の充実に伴う警察庁職員の増員三十八名の人員費が含まれております。昭和三十三年度に比較しまして、二億二千二百余万円増となっておりますが、これは昇給、昇格、増員等に伴う人員費の増であります。

第二は、警察機動力の整備に必要な経費二十億三千三百余万円でありまして、これは、警察車両の購入、警察装備品及び警察通信の維持管理並びに整備等に要する経費でありまして、昭和三十四年度は、前年度に引き続き警察機動力を増強するため、老朽車両の廃車入れかえにあたり、車種の合理化をはかり、ペトロールカー百七十三台、捜査用車百九十九台、白バイ百二十台、輸送車百三十四台等警察用車両七百三

十九台を購入れ増強整備するため必要な経費五億二千七百余万円、県内移動用短波施設について移動局増設百七十七局、改修九十局並びに固定局増設十六局の増強整備に要する経費一億九千六百余万円、マイクログラフ多重施設を設け、警察電話の幹線回線を増強するために必要な経費五千九百九十九万、一斉指令装置六十六台の整備に要する経費二千二百余万円、写真電送装置十四台の新設経費千六百余万円等を計上致しております。その他は、現在の警察通信の維持等に必要な経費八億九千七百

余万円、地方警察官増員に伴う拳銃購入費二千九百九十九万円、警察装備品の維持整備に必要な経費二億八千四百余万円がおもなものでありまして、前年度に比較しまして、総額で一億六千四百余万円の増となっております。

次には、警察教養に必要な経費四億八千二百余万円でありまして、この経費は警察学校入校生の旅費三億二千二百余万円のほか、学校施設の各所修繕費及び学校における教育訓練を行うための教材その他に必要な経費であります。前年度に比較しまして、既定経費は節約により減額いたしておりますが、地方警察官の増員に伴う教育訓練費千五百余万円、体育教材視覚教育用教材等の整備費四百余万円を計上いたしておりますので、千四百余万円増となっております。

第四は、警察通信教養に必要な経費二千四百余万円でありまして、通信学校生徒の入校生旅費千余万円のほかは、通信学校の教養に要する教材の購入、通信施設の調査研究等に必要経費でありまして、節約によりまして四十五万円の減となっております。

次には、刑事警察に要する経費七億七千七百余万円でありまして、国費負担となる暴力団犯罪、その他一般刑法犯の取締りに要する活動経費三億二千七百余万円、全国の犯罪鑑識施設の維持運営に要する器材の購入費及び消耗品費二億八千五百余万円、検案解剖委託費二千七百余万円、犯罪統計事務に必要な経費千九百九十九万円のほか、犯罪捜査及び犯罪鑑識に関する調査、企画、指導等に要する事務費であります。前年度に比較しますと、既定経費については節約をいたしておりますが、暴力団取締り経費について千五百余万円を増額計上いたしましたほか、新規にマイクログラフ装置の採用等、鑑識活動の科学化に要する経費千四百余万円、テレタイプ及びIBMと警察通信機構を結合し、警察事務の総合機械化、能率をはかるために必要な試験実施の経費六百余万円を計上致しておりますので、総額では二千三百余万円の増となっております。

第六は、保安警察に必要な経費二億六千二百余万円でありまして、この経費は、防犯警察、少年警察並びに密貿易、密造酒、売春その他特別法令違反の取締り活動費二億二千四百余万円、行幸啓の警衛及び外国使節の警衛に要する経費三千三百余万円のほかは、警察庁及び地方支分部局における防犯、警ら制度、交通取締りに関する企画、指導等に要する経費でありまして、前年度に比較しますと、少年関係係事犯取締りに要する経費七百余万円、外国使節の警衛旅費百余万円等を増加計上いたしております。

第七は、警備警察に必要な経費十八

三

億三千九百九十万円であり、この経費は、機動隊の日額旅費七千二百九十万円、集団の威力をもつてする不法行為事件の取締り及び警察訓練に要する活動経費十二億七千九百九十万円、外事関係事犯の捜査取締りに要する活動経費及び密航監視哨に要する経費四億四千六百九十万円のはが、カメラ、フィルム等の器材並びに消耗品その他資料集取のための事務費でありまして、前年度に比較いたしますと、七千七百九十万円増となっております。

第八は、警察電話の専用回線の維持に必要な経費でございます。これは十三億九百九十万円であり、警察電信電話回線を維持するため、日本電信電話公社に対しまして支払う経費であります。

第九は、科学警察研究所に要する経費二千七百九十万円であり、犯罪捜査についての研究及び実験並びにこれらに應用する鑑定及び検査に要する資器材の維持費、消耗品費、事務費九百九十万円のはが、たゞいま法案で御説明申し上げましたように、新規に犯罪及び少年の非行防止並びに道路交通の円滑と危険の防止についての研究及び実験に関する経費八百九十万円を計上いたしております。前年度に比較いたしますと、七百九十万円増となっております。

第十は、皇宮警察に要する経費二千五百九十万円であり、これは、新たに東宮御所が赤坂の方に移りますので、新規に赤坂護衛署の拡充に伴う経費等を計上いたしておりますので、前年度に比較いたしますと、四百九十万円増となっております。

第十一は、参議院議員通常選挙並び

に地方公共団体の首長及び議会議員の選挙取締りに要する経費四千七百九十万円であり、前回の選挙の際とは同額計上いたしております。

第十二は、警察施設費の一億四千四百九十万円であり、これは、一般行政に属する施設費としましては六千六百九十万円であり、これは、警察庁所管の国有財産の維持改修その他施設の維持整備に要する経費であります。それから舟艇建造に要する経費としまして四千七百九十万円でございますが、これは、警察用舟艇の減耗補充のための建造費であります。

次に、都道府県警察に対する補助金について申し上げます。都道府県警察に対する補助金は、警察法第三十七条第三項の規定に基づき、都道府県負担となる警察費のうち人件費、被服費その他通常職員設置に伴う経費以外の経費について、その半額を国庫から補助するものであり、これが三十五億三千二百九十万円を計上し、前年度に比較いたしますと、二億三千九百九十万円増となっております。

その内容のおもなものを申し上げますと、第一は、一般行政費補助金の三十億三千六百九十万円であり、これは、一般の犯罪捜査、雑踏警戒、交通取締り、外勤活動その他警察活動に要する経費の一億六千三百九十万円、警察用車両の燃料費及び修繕費、自動車の購入及び維持費、交通規制用器材の購入及び維持費など警察装備に要する経費九億四千四百九十万円のはが、都道府県で負担することになって、警察電話の専用料その他警察活動に伴う事務費に対する補助金の九億五千七百九十万円であり、前年度に比較してみ

ますと、暴力団取締りに要する経費につきましては四千九百九十万円、青少年の非行防止に必要な経費につきましては七百九十万円、交通規制及び取締用資器材の整備費につきまして三千九百九十万円、駐在所派出所経費について二千九百九十万円をそれぞれ増額計上いたしました。ほか、地方選挙取締りに要する経費二千九百九十万円、それから、地方警察官増員に伴う貸与品購入費、採用試験事務費等六百九十万円、警察電話の専用料二千九百九十万円等によりまして、総額では九千九百九十万円増額となっております。

第二は、警察施設費に対する補助金三億七千六百九十万円であり、この経費は、都道府県警察本部、警察署、派出所その他の都道府県警察庁舎の新増改築及び補修に必要な経費であり、前年度に比較しまして、警察署の少年補導室の新設整備及び大都市警察の総合保護課容所の新設に要する経費千九百九十万円を増額計上いたしております。

第三は、警察官待機宿舎の整備費に對する補助金一億二千九百九十万円でございますが、これは、刑事、警備の専従員等常時待機を必要とする警察官の宿舎の建設に要する経費に對する補助金であり、昭和三十四年度より新規に計上することとなったものでございませう。昭和三十四年度警察庁予算の内容は、以上の通りでございますが、この予算をお認め願ひました以上は、予算を最も効果的に使用いたしまして、治安維持のため万全を期したいと思っております。

○政府委員(横山和夫君) 消防関係で本国会において御審議いただきます予定にいたしておりますものは、お手元に印刷物があります通りに、消防組織法の一部を改正する法律案と消防法の一部を改正する法律案の二つでございます。これらは、二つとも御案内のごとく、一昨年の十月に消防審議会の答申を受けまして、自來その答申の制度化につきまして検討を加えて参りましたものを成案化したものでございませう。

消防組織法の一部を改正する法律案は、市町村が消防の活動主体として第一次的な責任を持つという現行制度の建前を堅持しつつ、国及び都道府県がこれを補完的に補って行く、こういう建前のもとにおきまして、国、都道府県、市町村の消防内容の充実をはかるうとするものでございませう。国の関係をおきましては、国家消防本部の組織を整備いたしまして、新たに付置機関として消防審議会を設け、あるいは現在の消防講習所を昇格いたしまして消防大学校を設置いたしまして、あるいは現在あります付置機関である消防研究所の内容の充実をはかるといふような点を考えておるわけでございませう。都道府県につきましては、市町村が立てますところの火災防犯計画の作成の指導を行う。あるいは県の学校を充実いたしまして、教養、訓練を徹底するといふような点を中心に行う予定であります。

なお、市町村につきましては、現在市町村の消防庁につきましては何ら任用資格が定められていませんので、この任用資格を定めたり、また、消防団長の職務につきまして、その重要性

にかんがみまして、これを法律上明確にするといふような方を講ずることによりまして、市町村の消防の充実と合理化をはかつていきたいといふような点がおもな点でございます。

消防法の一部改正法案の内容は、現在消防法の第三章に、危険物の取締りに関しまして規定をしておりますのでありますが、この内容が、細部を法で市町村の条例の制定にゆだねておりますために、今日なお、半数近くの市町村では条例を制定いたしておりません。なお、また、条例の内容につきましても、非常に不統一な点があるといふようなことからいたしまして、審議会の答申に基いて、これを法令で規定することに變更。なおまた、それに伴ひまして、危険物行政の強化のために、取扱主任者等の資格試験を国家試験として、都道府県知事に委任して執行せしめるといふような、危険物行政の整備合理化をはかるというのが主たる内容でございます。なおこのほか、消防審議会の答申を実現します一環として、消防施設強化促進法の一部改正を企図いたしましたのでございませうが、関係の面におきまして、内容でありませう補助率三分の一を二分の一に切り上げる、あるいは補助対象を広げるといふような面において、予算的にそのような運びに至らなかつたために、この法案は提出をいたさなかつたわけでございませう。御了解を得たいと存じます。

次に、昭和三十四年度の予算関係でございますが、これは、お手元に「昭和三十四年度予算調」という印刷物がございませうので、それによりまして御説明させていただきますと思ひます。

前年度の予算総額は六億三千余万円であつたのでございますが、一億一千六百余万円の増額によりまして、七億四千七百三十二万円と相なつたわけでございます。この内訳は、国家消防本部に必要な経費といたしまして一千余万円の増額を見ております。この中には、先ほど消防組織法及び消防法の改正法案で申し上げましたような内容を盛りまして、金額はわずかでございまして、その方向づけのされた予算が組まれているわけでございます。それは、ここに印刷してありますように、人件費におきまして五人の増員を見ておきます。なおまた、物件費の面におきましては、法律の改正分に見合う意味合いにおきまして、消防施設整備費補助事業の実施に要する経費、なおまた、法律改正に伴いまして、その普及宣伝等に要する経費三十七万円、先ほど組織法の改正で御説明申し上げました消防審議会の設置運営に要する経費といたしまして四十四万円、さらに、二名の増員によりまして、その調査指導の徹底を期するという意味の調査指導経費といたしまして四十万円余が含まれておられるわけでございます。なお、消防大学の設置の問題につきましては、ここにありますように、五百七十七万円ばかりの経費が認められておられるわけでございます。なお、研究所の関係におきましては、先ほど申し上げました危険物の取締り面の改正に伴います技術的な研究をする意味合いにおきまして六十二万四千円ばかりの実験費が計上されております。

十三年度が五億五千万円でございまして、一億円の増額によりまして六億五千万円となつておられるわけでございます。この一億円の増額は、下に掲げておられますように、市町村分が八千二百余万円、都道府県分として千七百八十万円を一応計上いたしてあります。この都道府県の千七百八十万円の内訳は、この三十四年度から新たに都道府県の消防学校の設置に對しまして三分の一を国庫補助するということになつておられます。五校分の経費千三百七十五万円が計上してあります。なお、消防施設の補助事業等のいわゆる指導監督費といたしまして四百五十万円、計千七百八十万円が県に對する補助として組まれておられるわけであります。特に都道府県に對する消防学校の設置費補助は、この三十四年度が最初でございまして、以上の一億円の増額になりましたものの内訳の概要でございます。

その次に、消防団員等公務災害補償責任共済基金に對します補助の関係でございますが、これは、発足いたしました当初は、基金に對しまして四千万円程度の補助金を政府は出すというところで発足いたしましたのでございまして、その後の経理面におきまして若干蓄積等もございまして、昨年から事務費を一応国の経費で見、その他の補償費は掛金を中心としてまかなつていく、こういう方式をとつておられて、昨年が事務費は八百三十九万円を計上しておつたわけでございますが、本年は百二十九万円ばかり増額になりまして、九百六十九万円が事務費全額として計上を見ておられるわけであります。それから、日本消防協会に對します

事業委託費は、三十三年度一千万円でございましたが、今年度五百万円増額になりまして、合計千五百万円に相なつておられます。この使途の主たるものは、火災予防宣伝あるいは消防機器の巡回修理、さらに教養訓練を都道府県とタイアップいたしまして強力に進めて参る、そういうような面に主として使われる経費に相なつておられるわけでございます。

以上、簡単にございまして、昭和三十三年度の予算の概要を御説明申し上げます。

○委員長(館哲二君) 何か今までの説明に御質疑ありましたら……

○占部秀男君 法律案の提出されるやうの問題ですが、先ほど松澤先生から、地方公務員関係の法律案について、それがあつたわけですが、退職のあれがあつたわけですが、今、退職年金法の問題ももちろん一緒に含まれておられると思うのですが、その点も、そういうふうにご説明してよろしうございませうか。

○政府委員(松村清之君) その通りでございます。

○占部秀男君 次に、政務次官にお伺いしたいのですが、実は、大臣が来られたら大臣にお伺いしたいと思つたのですけれども、この間出ておりました国会の予定法律案の中に、検討中のものとして、実はこの前ちょっと騒ぎを起した警職法についての問題があるわけですか。

○政府委員(黒金泰美君) 実私、自治庁の警察問題でないのでもございまして、官房長からよろしうございませうか。

○占部秀男君 ええ。

○政府委員(原田章君) まあ検討中のものとしまして入れてございまして。その含みは、よく私からは申し上げられませんが……

○占部秀男君 じゃこれは、大臣が来たら一べん……

もう一つだけ聞きたいのですが、次官でもけっこうなのですが、それは、先ほど西郷先生からお話があつた地方財政計画の問題ですが、これは、国の予算が出ておるので、はつきりとして、いつごろ出せるのだというのを明確にしておらうと思つたのでございまして。

○政府委員(黒金泰美君) これは、実は今日衆議院の方にしまして、今御説明いたしております。こちらの方は、おられて申しわけなかつたのですが、きょう、こういう法案の概要の御説明もありましたので、それが終つたあと、あるいは明日になりますか、皆さんの御都合でもつて、できるだけ早い機会に御説明申し上げたいと、こういう気持ちでございます。

○委員長(館哲二君) それでは、今までの説明につきましての質疑は一応この程度にとどまして、本院に先議として提出されておられます市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案について、提案の理由を聞いておきたいと思つておられます。

○政府委員(黒金泰美君) ただいま議題となりまして市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案の提案理由と、その要旨を御説明申し上げます。現行の市町村職員共済組合法においては、市町村職員共済組合の、いわゆる附加給付及び短期給付に要する費用についての市町村の負担に関する特例が昭和三十四年十二月三十一日まで認められておられますが、この法律案は、これらの特例が認められる期間を昭和三十五年十二月三十一日まで延長しようとするものであります。

市町村職員共済組合の発足の際、健康保険組合の権利義務を承継した組合は、昭和三十四年十二月三十一日まで間は、当該健康保険組合が行なつていた附加給付を、引き続き行うことができることとされておられ、また、健康保険組合を組織していた市町村で職員である被保険者の負担する保険料より多額の保険料を負担していたものについては、昭和三十四年十二月三十一日までの間は、引き続き、組合の短期給付に要する費用は、市町村と職員との折半負担の建前にかかわらず、市町村において組合員より多額の負担をすることができるとされておりました。

○政府委員(黒金泰美君) 昭和三十四年十二月三十一日まで、これを認めようとするものであります。

市町村職員共済組合に、附加給付を

その次に、消防施設整備費補助に對する予算でございまして、これは、三

昭和三十四年二月五日【参議院】

五

五

五

認めるべきかどうか、また、短期給付に要する費用について市町村の負担金と職員の掛金との負担割合をどのように定めるべきかは、種々議論のあるところであり、地方公務員を通ずる統一の経済制度について検討が進められている折でもありますので、この際は、これらの特例期間を一年間延長することにいたしましたのであります。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律

市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八項及び附則第二十九項中昭和三十四年十二月三十一日「を」昭和三十五年十二月三十一日に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

一月二十六日予算審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、警察法の一部を改正する法律案

警察法の一部を改正する法律案

警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十八条(見出しを含む)中「科学捜査研究所」を「科学警察研究所」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 科学警察研究所は、左に掲げる事務をつかさどる。

一 科学捜査についての研究及び実験並びにこれらに応用する鑑定及び検査に関すること。

二 少年の非行防止その他犯罪の防止についての研究及び実験に関すること。

三 交通事故の防止その他交通警察に関する研究及び実験に関すること。

附則
この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

一月二十八日予算審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

「協会」を「基金」に改める。

第五条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定は、港湾工事を行うことが技術的に極めて困難であり、かつ、国が自ら当該港湾工事を行うことが適当であると認められる港湾で政令で指定するものについて準用する。

5 港湾法第五十三条の規定は第三項(前項において準用する場合を含む)の規定により行つた港湾工事によつて生じた土地又は工作物について、同法第五十四条の規定は同項(前項において準用する場合を含む)の規定により行つた港湾工事によつて生じた港湾施設(港湾の管理運営に必要な土地を含む)について準用する。

第十條の二見出し中「奄美群島復興信用保証協会」を「奄美群島復興信用基金」と改め、同条第一項を次のように改める。

奄美群島復興信用基金(以下「基金」という)は、第二條第一項に掲げる事業に伴い必要な金融の円滑化を図ることを目的とする。

第十條の二第五項中「相当する額」を「相当する額及び二千五百万円」に、「二千五百万円」を「一億円」に改め、同条第七項中「第三項」を「第六項」に改め、同条第八項中「奄美群島復興信用保証協会」を「奄美群島復興信用基金」に改め、同条第九項を削り、同条第十項に次の一号を加え、同項を同条第九項とする。

四 奄美群島において第二條第一項に掲げる事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付

第十條の二第二項中「二人」を「三人」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項から同条第十七項までを一項ずつ繰り上げる。

第十條の三第一項を次のように改める。

(以下「保証業務」という)に要する資金として、国から基金に対して出資されたものとする。

第十條の三第二項を削り、同条第三項及び第四項中「第一項の規定により」を「第一項に規定する国から」に改め、同条第五項中「第一項の規定により」を「第一項に規定する国から」に改め、「金融機関」の下に「前条第九項第四号に掲げる事業資金の貸付に関する調査事務の一部を地方公共団体に、同条同項同号に掲げる事業資金の貸付及び回収に関する業務の一部を政令で定める金融機関に、それぞれ」を加え、同条第八項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項から同条第七項までを二項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 国は、前条第九項第四号に掲げる業務及びこれに附随する業務(以下「融資業務」という)に要する資金として、一億円を出資するものとする。

3 地方公共団体は、前条第六項の規定により基金がその資本金を増加するときは、基金に出資することができる。

4 基金は、保証業務又は融資業務のいずれかの業務に要する資金に余裕を生じたときは、内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、当該余裕金を他の業務に要する資金に充てることができる。

第十條の四第四項を次のように改める。

4 基金は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、前事業

第九項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれに附随する業務

第九項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれに附随する業務

第九項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれに附随する業務

第九項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれに附随する業務

第九項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれに附随する業務

第九項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれに附随する業務

第九項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれに附随する業務

年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、政令で定めるところにより、これを積立金として積み立てなければならぬ。

10 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

8 第四項の利益金及び第五項の損失金の計算の方法その他基金の経理並びに第六項の規定による納付金に關し必要な事項は、政令で定める。

10 前項の規定による改正後の第十條の二第二項の規定によりあらたに任命される奄美群島復興信用基金の理事の任期は、この法律による改正後の第十條の二第十四項の規定にかかわらず、前項に規定する奄美群島復興信用基金の理事の任期の満了の日において満了するものとする。

11 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 この法律による改正前の第十條の二第一項の規定により設置された奄美群島復興信用保証協会は、この法律の施行の日において、この法律による改正後の同条同項に規定する奄美群島復興信用基金となるものとし、この法律の施行の際現に奄美群島復興信用保証協会の理事長、理事又は監事である者は、それぞれその際この法律による改正後の第十條の二第十項の規定により、奄美群島復興信用基金の理事長、理事又は監事として任命されたものとする。

3 前項に規定する奄美群島復興信用基金の理事長、理事又は監事の任期は、この法律による改正後の第十條の二第十四項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が奄美群島復興信用保証協会の理事長、理事又は監事として在任した期間（この法律の施行の日の前日を含む任期に係るものに限る。）を控除した期間とする。

4 この法律による改正後の第十條の二第二項の規定によりあらたに任命される奄美群島復興信用基金の理事の任期は、この法律による改正後の第十條の二第十四項の規定にかかわらず、前項に規定する奄美群島復興信用基金の理事の任期の満了の日において満了するものとする。

5 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

6 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「奄美群島復興信用保証協会」を「奄美群島復興信用基金」に改める。

7 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

8 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

9 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

10 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分の国有提供施設等所在市町村助成交付金から適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分の国有提供施設等所在市町村助成交付金から適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分の国有提供施設等所在市町村助成交付金から適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分の国有提供施設等所在市町村助成交付金から適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分の国有提供施設等所在市町村助成交付金から適用する。

正に關する請願（第三八〇号）
一、遊樂飲食税減免に關する請願（第三八一号）（第四九三号）（第四九四号）（第四九五号）（第五三二号）（第五五二号）（第五五三三号）
一、地方財政の確立に關する請願（第四五一号）

第一五七号 昭和三十三年十二月十五日受理
中小企業に対する事業税撤廢の請願（二七七通）
請願者 福岡県小倉市黄金町二丁目商店街組合内 畑繁夫外二十六名

第二十八回国会においては、中小企業界の熱烈な要望にもかかわらず、中小企業への事業税撤廢に關し、何らの立法上、予算上の措置がとられなかつたが、本税は不合理かつ不公平な税金であつて業者の拒絶力をはるかにこえてあるものであり、業界の不振、不安定もこれに基因するところすくなくない実情であるから、中小企業業者に対する退職金制度を創設実施するための財源充當の目的をもつて、今国会において、中小企業事業税撤廢が実現するよう善処せられたいと請願。

第一六六号 昭和三十三年十二月十六日受理
公衆浴場業に係る固定資産税軽減の請願
請願者 長崎市西浜町一〇 伊藤政政

紹介議員 藤野 繁雄君
公衆浴場業は、物価統制令および公衆浴場法、環境衛生法等の法令により、

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

11 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

12 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

13 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

14 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

結核入院患者の選挙区に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向荘内 須田吉信外百三十六名

紹介議員 大和 与一君

現行公職選挙法は、入院患者、学生などの選挙区を現住所と定めているが、長期間にわたつて入院治療を余儀なくされている結核患者は選挙区とのつながりを断たれているから、入院地の病院、療養所で投票できるよう同法を改正せられたいとの請願。

第三八〇号 昭和三十三年十二月二十四日受理

市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 島根県松江市市長 龍野 英

紹介議員 佐野 廣君

現行市町村職員共済組合法第六十八条第一項第一号(短期給付)によると、原則として市町村職員の掛金と市町村の負担金の割合は同額とすることが規定されており、また同法附則第二十九項による経過措置として健康保険組合から市町村職員共済組合に移行の際、健康保険組合の掛金の率を上回る金額を昭和三十四年十二月三十一日まで市町村が負担することに定められている

が、これを三十五年一月一日以降において掛金、負担金の率を単位共済組合において自主的に決定できるように、同法の一部を改正せられたいとの請願。

第三八一号 昭和三十三年十二月二十四日受理

遊興飲食税減免に関する請願

請願者 東京都中央区築地五ノ一中央卸売市場内全国大衆飲食税対策協議会 内 花村哲外七名

紹介議員 前田 久吉君

遊興飲食税は戦時下のしやし抑制と物資節約の目的をもつてあらゆる飲食に對し賦課されたもので、その後情勢の變化に伴い次第に免税点の引上げ及び税率の変更等がなされたが、いまなお遊興を伴わない普通飲食に対する免税点が依然三百円に留まつていることは、国民生活の向上に伴い各種会合が必然的にひん度を加えている現在としては過重であるから、衆参両院の前国会における附帯決議にそつて遊興を伴わない飲食に對する免税点を三百円から五百円に引き上げられたいとの請願。

第四九三号 昭和三十四年一月十七日受理

遊興飲食税減免に関する請願

請願者 東京都中央区築地五ノ一中央卸売市場内全国大衆飲食税対策協議会 内 山本宗平外七名

紹介議員 小林 孝平君

この請願の趣旨は、第三八一号と同じである。

第四九四号 昭和三十四年一月十七日受理

遊興飲食税減免に関する請願

請願者 静岡市両替町一ノ五静岡県飲食業環境衛生同業組合内 青島富太郎 外十名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第三八一号と同じである。

一日受理

遊興飲食税減免に関する請願

請願者 東京都中央区築地五ノ一中央卸売市場内全国大衆飲食税対策協議会 内 関根高蔵外八名

紹介議員 清澤 俊英君

この請願の趣旨は、第三八一号と同じである。

第五五二号 昭和三十四年一月二十四日受理

遊興飲食税減免に関する請願

請願者 岡山市東田町五〇岡山大衆食堂組合内 見島 文夫外八名

紹介議員 島村 軍次君

この請願の趣旨は、第三八一号と同じである。

第四五一号 昭和三十四年一月九日受理

地方財政の確立に関する請願

請願者 長野市妻科町長野県議 会内 風間和夫

紹介議員 木内 四郎君

地方税減税の実施については、地方財政確立の重要性にかんがみ、慎重に検討の上、公約減税の円滑なる実施と地方自治の育成保護に万全を期せられたいとの請願。

一月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項の表を次のように改める。

投票区 の選 挙 人 数	区市町村		区		市		町		村	
	日 平	日 土 曜 日	日 平	日 土 曜 日	日 平	日 土 曜 日	日 平	日 土 曜 日	日 平	日 土 曜 日
五百人未満	五、五〇〇円	八、八〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	五、五〇〇円	八、八〇〇円	一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円	五、五〇〇円	八、八〇〇円

一千人未満	六、五〇〇	九、七〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	六、五〇〇	九、七〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	六、五〇〇	九、七〇〇
二千人未満	八、五〇〇	一、三〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	八、五〇〇	一、三〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	八、五〇〇	一、三〇〇
三千人以上	一〇、一〇〇	一、四〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一〇、一〇〇	一、四〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一〇、一〇〇	一、四〇〇

五千人未以上	三、四七二、六九七	二、九七二、五七五、七七	一九七、七七八、七五二、〇〇〇	一三、〇六六
一万五千人未以上	一、五、五三三、〇三三	三、七五二、四三三、九三三	三、七九〇、六九三、三三九	一、五、七三三
一万五千人未以上	一〇、二六六、九三三	三、七五二、四三三、九三三	三、三三三、九三三、二七	二〇、一四
二万五千人未以上	一六、〇七〇、九三三	四、〇五二、五〇三、六三	四、〇九一、八七四、二七	六、三三三
二万人以上	二六、五七〇、二七	六、二七三、七〇三、〇七	五、〇七四、五七三、〇七	六、九七

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区の選挙人数	区市町村		
	区	市	町村
一千人未満	七、九三七円	七、五一七円	五、五九八円
二千人未満	九、二四一	八、七二三	六、二四一
三千人未満	一一、八二九	一一、〇三七	八、三二九
五千人未満	一六、四一八	一五、三四九	一〇、八三八
一万千人未満	二一、二三一	一九、八〇九	一三、九七二
一万五千人未満	二七、二七九	二五、三五六	一七、五六〇
二万人未満	三一、七〇五	二九、四五五	二〇、八四六
三万人未満	三六、三四七	三三、七一三	二三、七四八
三万人以上	四五、三三三	四一、九五七	二九、八一三

第六条第一項中「九万二千円」を「九万三千二百七十七円」に改め、同条第二項中「三十七万三千五百二十二円」を「三十七万七千九百九十二円」に改める。

第九条第一項の表を次のように改める。

開催の時間	区市町村		
	区	市	町村
演説会場の施設の面積	百六十五平方メートル未満	百六十五平方メートル未満	百六十五平方メートル未満
	五〇円	一、三三三円	五〇円
	百六十五平方メートル以上	百六十五平方メートル以上	百六十五平方メートル以上
	五〇円	一、三三三円	五〇円
	三百三十五平方メートル未満	三百三十五平方メートル未満	三百三十五平方メートル未満
	五〇円	一、三三三円	五〇円
	三百三十五平方メートル以上	三百三十五平方メートル以上	三百三十五平方メートル以上
	五〇円	一、三三三円	五〇円
	四百九十五平方メートル未満	四百九十五平方メートル未満	四百九十五平方メートル未満
	五〇円	一、三三三円	五〇円
	四百九十五平方メートル以上	四百九十五平方メートル以上	四百九十五平方メートル以上
	五〇円	一、三三三円	五〇円

第十条第一項の表を次のように改める。

演説会場の施設の面積	区市町村		
	区	市	町村
演説会場の施設の面積	百六十五平方メートル未満	百六十五平方メートル未満	百六十五平方メートル未満
	五〇円	一、三三三円	五〇円
	百六十五平方メートル以上	百六十五平方メートル以上	百六十五平方メートル以上
	五〇円	一、三三三円	五〇円
	三百三十五平方メートル未満	三百三十五平方メートル未満	三百三十五平方メートル未満
	五〇円	一、三三三円	五〇円
	三百三十五平方メートル以上	三百三十五平方メートル以上	三百三十五平方メートル以上
	五〇円	一、三三三円	五〇円
	四百九十五平方メートル未満	四百九十五平方メートル未満	四百九十五平方メートル未満
	五〇円	一、三三三円	五〇円
	四百九十五平方メートル以上	四百九十五平方メートル以上	四百九十五平方メートル以上
	五〇円	一、三三三円	五〇円

第十三条第一項第一号から第七号までを次のように改める。

選挙人の数	都道府県		
	区	市	町村
五十万人未満	二、八七〇、七三三円	二、八七〇、七三三円	二、八七〇、七三三円
五十万人以上	三、四三三、四三三円	三、四三三、四三三円	三、四三三、四三三円
七十五万人未満	三、九七〇、七三三円	三、九七〇、七三三円	三、九七〇、七三三円
七十五万人以上	四、五三三、四三三円	四、五三三、四三三円	四、五三三、四三三円
百万人未満	五、〇七〇、七三三円	五、〇七〇、七三三円	五、〇七〇、七三三円
百万人以上	五、六三三、四三三円	五、六三三、四三三円	五、六三三、四三三円
二百二十五万人未満	六、一七〇、七三三円	六、一七〇、七三三円	六、一七〇、七三三円
二百二十五万人以上	六、七三三、四三三円	六、七三三、四三三円	六、七三三、四三三円

第十三条第二項第一号から第七号までを次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上一百二十五万人未満	一百二十五万人以上二百五十万人未満	二百五十万人以上三百五十万人未満	三百五十万人以上
選挙	満	人未	人未	人未	人未	人未
衆議院議員選挙	三六、八八〇円	三三、八八〇円	四六、八八〇円	四三、八八〇円	五〇、八八〇円	五七、八八〇円
参議院議員選挙	三三、三三〇円	三〇、三三〇円	四三、三三〇円	四〇、三三〇円	四七、三三〇円	五四、三三〇円

選挙人の数	二百五十万人未満	二百五十万人以上三百五十万人未満	三百五十万人以上
選挙	及	及	及
衆議院議員選挙	四〇、三三〇円	四七、三三〇円	五四、三三〇円
参議院議員選挙	三六、八八〇円	四三、八八〇円	五〇、八八〇円

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上
選挙	及	及	及
衆議院議員選挙	一四、一五〇円	一五、一五〇円	一六、一五〇円
参議院議員選挙	一〇、一五〇円	一一、一五〇円	一二、一五〇円

選挙人の数	三十万人未満	三十万人以上五十万人未満	五十万人以上
選挙	及	及	及
衆議院議員選挙	七、三五〇円	八、三五〇円	九、三五〇円
参議院議員選挙	四、三五〇円	五、三五〇円	六、三五〇円

選挙人の数	十万人未満	十万人以上二十万人未満	二十万人以上
選挙	及	及	及
衆議院議員選挙	二、三五〇円	三、三五〇円	四、三五〇円
参議院議員選挙	一、三五〇円	二、三五〇円	三、三五〇円

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上
選挙	及	及	及
衆議院議員選挙	一四、一五〇円	一五、一五〇円	一六、一五〇円
参議院議員選挙	一〇、一五〇円	一一、一五〇円	一二、一五〇円

市町村職員共済組合法の一部改正に關する請願

請願者 鳥取市東町一鳥取県自治会館内市町村職員共済組合法改正期成鳥取県協議会内 野坂寛治 外三千八百七十三名

紹介議員 仲原 善一君

現行市町村職員共済組合法第六十六條及び第六十八條において、短期給付における市町村職員の掛金と市町村負担金の割合はこれを同額とすることが規定せられ、また、附則第二十九項によると経過措置として、市町村職員健康保険組合から同共済組合に移行の際健康保険組合の掛金の率を上回るものについては、昭和三十四年十二月三十一日まで市町村が負担することに定められているが、このことは、(一)市町村職員共済組合は、国の施策として国家が行う健康保険制度に代るものとして発足したものであること、(二)この制度の実施を組合方式にゆだねている以上、共済組合の本旨から、必要な事業資金の負担方法は、組合が自主的に規約をもつて定めることが適当と考えられること、(三)現行のまま推移すると昭和三十五年一月一日から自動的に負担割合は折半となり、市町村職員の負担は著しく増大し、国家公務員共済組合の職員の掛金と比較するとき大きな差が生じ、共済組合の本旨からみて適当でないと考えられること、(四)市町村職員共済組合法の適用を受けない市町村(主として大都市)は、いずれも健康保険組合を組織し、この掛金、負担金の負担割合は規約をもつて定められて、この理由から妥当のものと考えられないから、昭和三十五年一

月一日以降の掛金と負担金の負担割合を、組合の規約をもつて定められるよう、市町村職員共済組合法の一部を改正せられたいとの請願。

第五六九号 昭和三十四年一月二十日 六日受理

市町村職員共済組合法の一部改正に關する請願

請願者 岡山市上石井一九(共済組合内)市町村職員共済組合法改正期成岡山県協議会内 橋本 坂志

紹介議員 近藤 鶴代君 島村 軍次君

この請願の趣旨は、第五六八号と同じである。

第五七〇号 昭和三十四年一月二十日 六日受理

離島振興法に基く国庫補助増額の請願

請願者 熊本県議会議長 二神 勇雄

紹介議員 谷口弥三郎君

離島振興法制定により、熊本県においては、天草島が指定を受けこれが振興事業の推進にまい進しているが、一部の事業については国庫補助率が低いため、離島としての特別助成の効果が薄く、本法の目的であるその経済力の増進、島民の生活安定及び福祉の向上を図る振興の実をあげていない実情であるから、道路事業、港湾局部改良事業、漁港局部改良事業、電気導入事業、簡易水道施設事業等に対する国庫補助率の引上げを実現せられたいとの請願。

第五七一号 昭和三十四年一月二十日 六日受理

国の減税による地方財源減少補てん措置等に関する請願

請願者 岩手県議会議長 金子 太右衛門

紹介議員 川村 松助君

国の減税措置が伝えられるとおり実施されるとなれば、地方財政は明年度現行制度を維持するだけでもなお相当額の歳入欠陥を生ずる見込みであるから、昭和三十四年度の国の予算編成に際しては、(一)国税及び地方税の減税によつて生ずる地方財源の減少については、煙草消費税率及び地方交付税率の引上げによつて完全に補てんの措置を講ずること、(二)地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律は昭和三十八年度までその適用期限を延長すること、(三)道路整備緊急措置法にもつづく国庫負担の特例はこれを維持すること、(四)既発行の交付公債にかかる利子についてはこれを無利子とすること、(五)昭和三十四年度における地方債を相当額増額するとともに公営企業金融公庫の出資金を相当額増額する等の実現を期せられたいとの請願。

第五七二号 昭和三十四年一月二十日 六日受理

消防制度改正促進に関する請願

請願者 熊本県議会議長 二神 勇雄

紹介議員 谷口弥三郎君

政府が企図している消防関係三法の改正案は、消防の任務を明確にし、市町村、都道府県及び国の消防責任を明らかにすると共に、消防に関する組

織、権能の強化と、その運営の合理化を図ろうとするものであつて消防関係者の活動を容易ならしめ、且つ強化するものとして、消防関係者は早急にこれが成立を希望しているものであるから、すみやかにこの消防三法の改正を期せられると共に、消防関係予算の大幅な増額を図られたいとの請願。

第五八六号 昭和三十四年一月二十日 六日受理

遊興飲食税減免に関する請願

請願者 東京都中央区築地五ノ一中央卸売市場内全国大衆飲食税対策協議会内 岡本真吾外七名

紹介議員 阿具根 登君

遊興飲食税は戦時下のしやし抑制と物資節約の目的をもつてあらゆる飲食に対し賦課されたもので、その後情勢の変化に伴い次第に免税点の引上げ及び税率の変更等がなされたが、いまなお遊興を伴わない普通飲食に対する免税点が依然三百円に留まつていることは、国民生活の向上に伴い各種会合が必然的にひん度を加えている現在としては過重であるから、衆参両院の前国会における附帯決議にそつて遊興を伴わない飲食に対する免税点を三百円から五百円に引き上げられたいとの請願。

第五八七号 昭和三十四年一月二十日 六日受理

市町村職員共済組合法の一部改正に關する請願

請願者 山口市新道山口市役所内市町村職員共済組合法改正期成山口県協議

会内 小林良知 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第五六八号と同じである。

第六一三号 昭和三十四年一月二十日 七日受理

地方税の減税措置に関する請願

請願者 新潟県議会議長 岡田 幸平

紹介議員 小柳 牧衛君

現在政府において考慮されている地方税の減税措置案は、地方の財政事情及び地方自治確立の見地よりきわめて遺憾の点が多いから、地方税の減税措置策定にあつては、(一)地方交付税率を一・五パーセント引き上げること、(二)たばこ消費税率を三・四パーセント引き上げること、(三)個人事業税の減税については三十五億円以下とするこ、(四)法人事業税の減税は取りやめ、法人税の税率の引き上げを行うこと、(五)入場税、遊興飲食税の改正はこの際行わないこと、(六)減税に伴う減収補てんのための地方団体間の財源調整は行わないこと等の実現を図られたいとの請願。

昭和三十四年二月七日印刷

昭和三十四年二月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局